

**西脇多可新ごみ処理施設の都市計画決定に係る  
住民説明会**

**中都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場  
(第1号 西脇多可ごみ処理施設)の  
決定概要について**

**多可町 建設課**

**令和4年6月9日**

## ■ 都市計画決定の必要性について

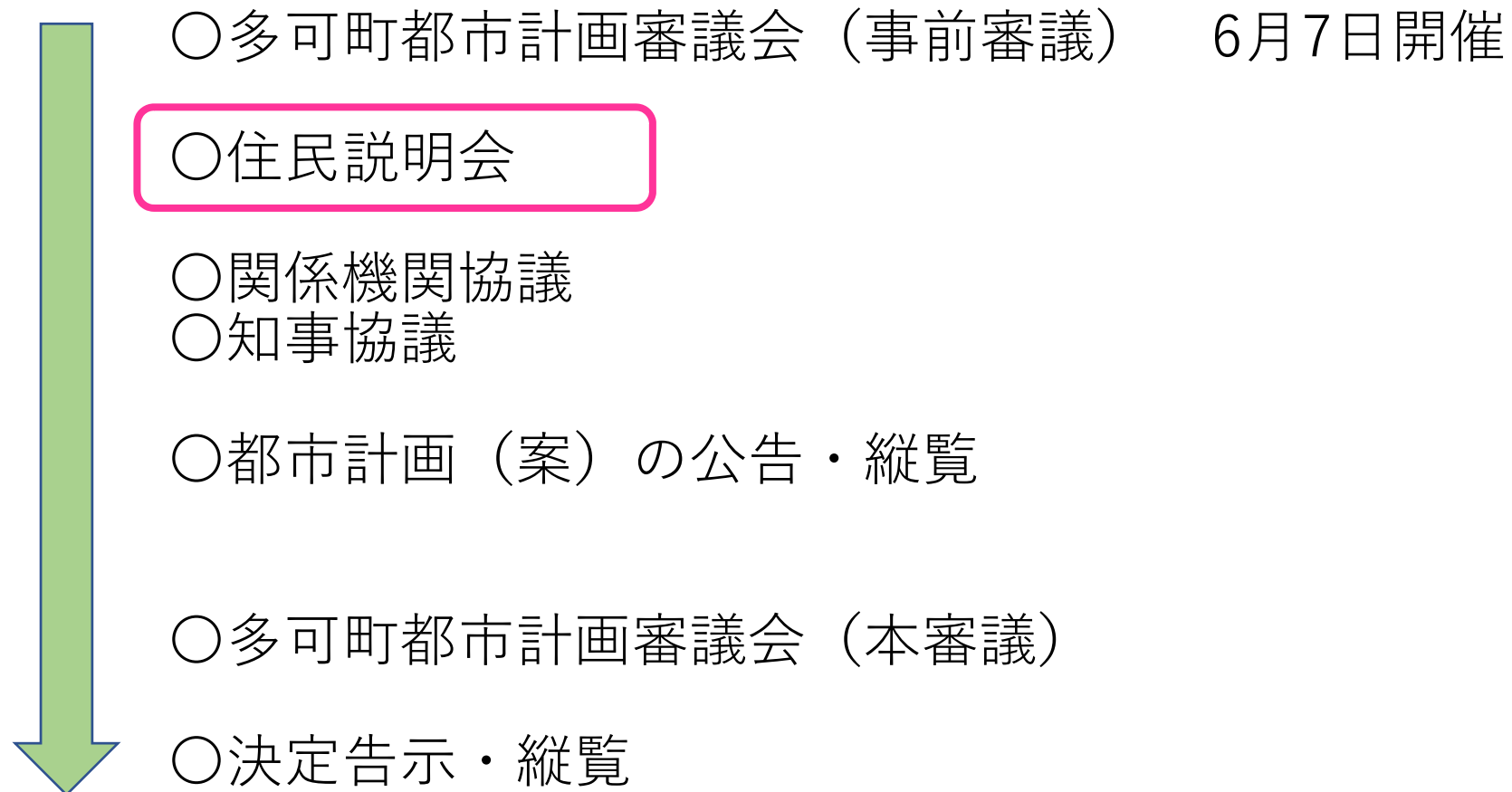
---

### 建築基準法第51条（特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、・・・ごみ焼却場  
その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

## ■ 都市計画決定の手続きの流れ

---



## ■ 都市計画決定に係る法定図書

---

○計画書

○理由書

○都市計画総括図

○計画図

○配置計画図案（参考図書）

# 計 画 書 (案)

## 中都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の決定 （多可町決定）

中都市計画ごみ焼却場・ごみ処理場に1号西脇多可ごみ処理施設を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名 ごみ処理場名			
1	西脇多可ごみ処理施設	多可郡多可町中区徳畑字 小池及び字奥ノ谷並びに 多可郡多可町中区奥中字 西ノ川、字西山、字堀越 及び字奥北野	約46,500㎡	1) ごみ焼却場 ・エネルギー回収施設 施設規模：52.6 t/日 (26.3 t/日×2炉)  2) ごみ処理場 ・リサイクル施設 施設規模：7.5 t/日

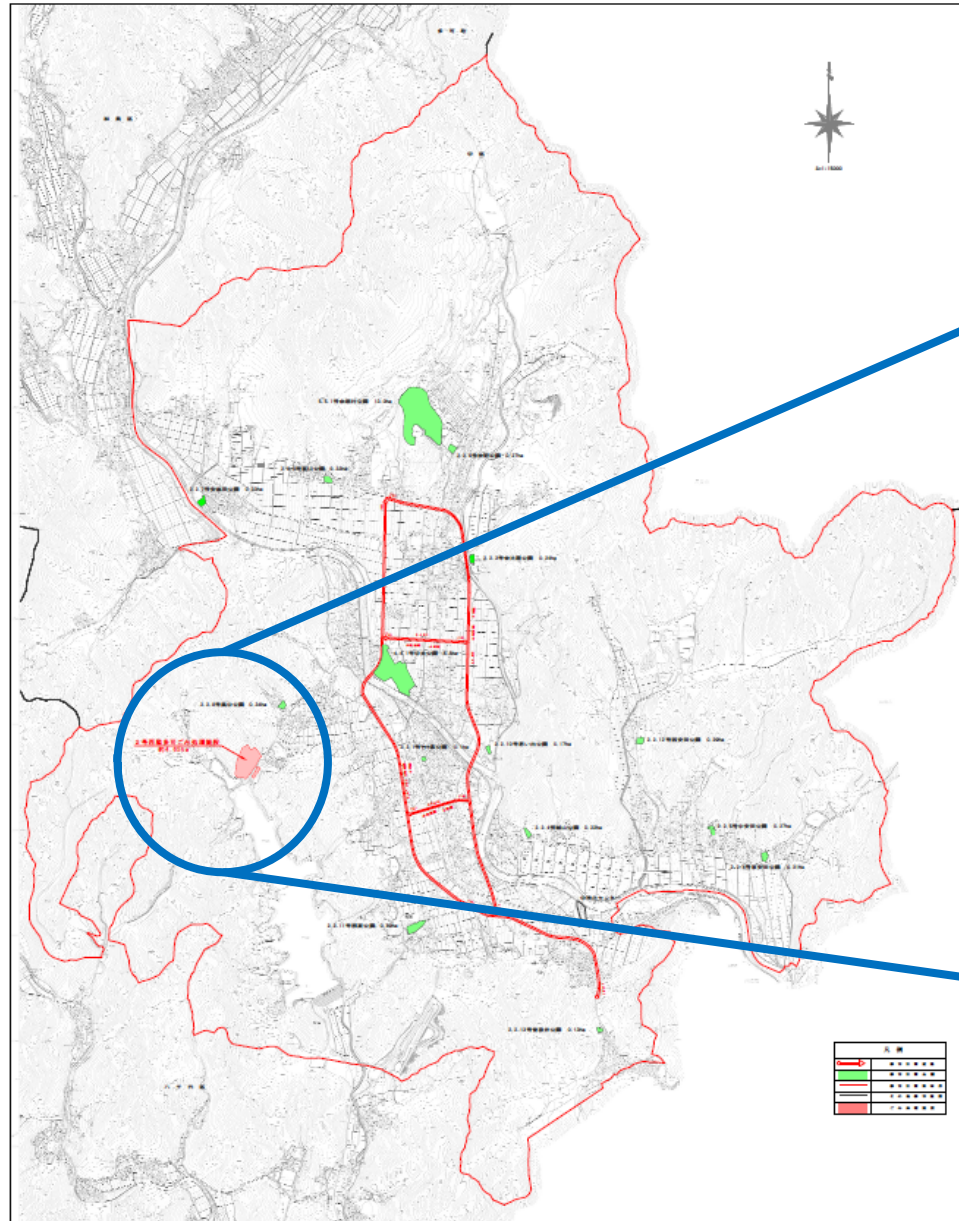
「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

西脇市及び多可町において、既存の焼却施設及びリサイクル施設は、稼働から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる。

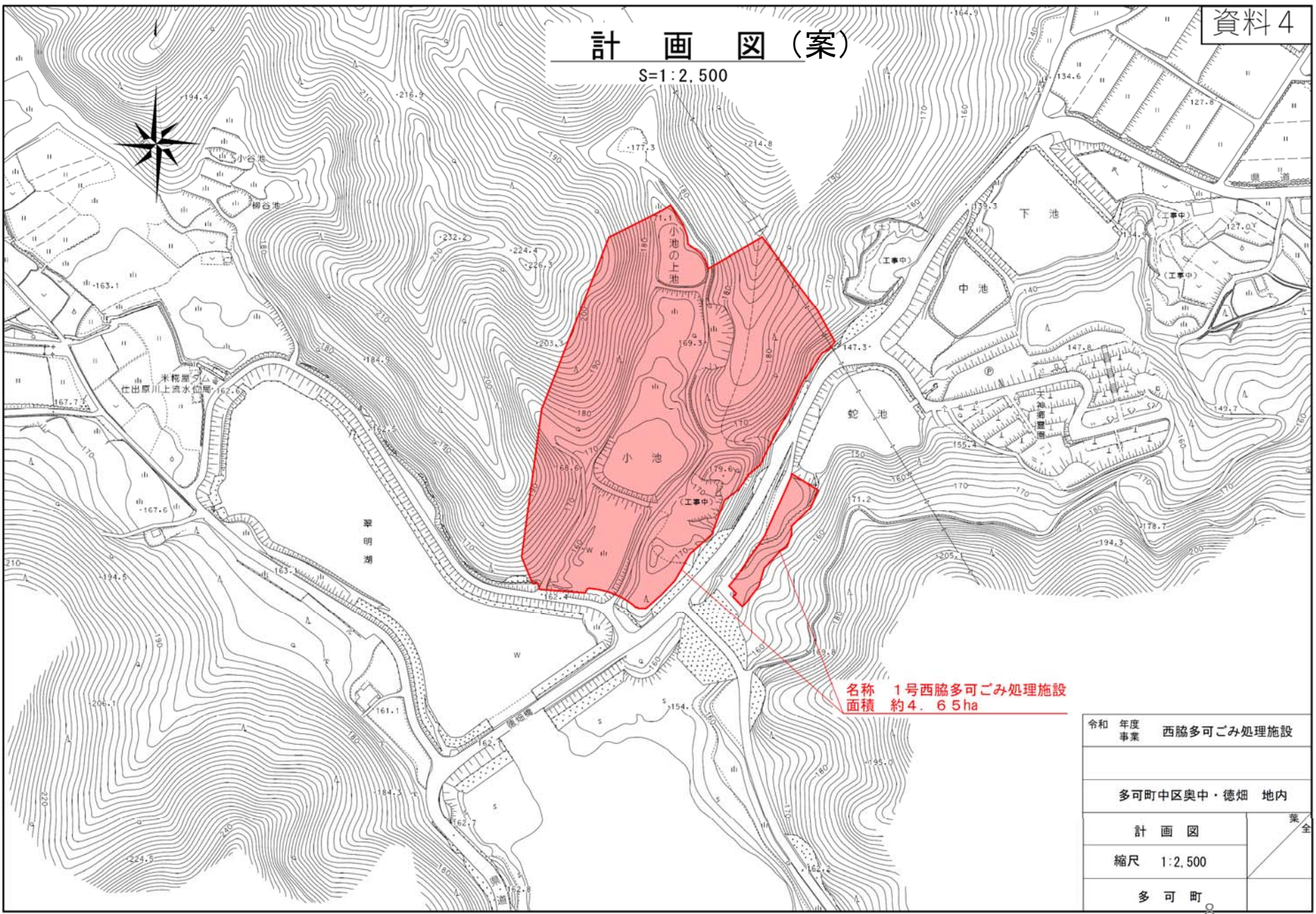
このことから、一般廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物を資源として有効活用することで循環型社会を形成し、住民の衛生の向上に資することを目的として、新たな一般廃棄物処理施設（熱回収施設及びリサイクル施設）の都市計画を行うものである。

# 中都市計画総括図(案)



# 計 画 図 (案)

S=1:2,500

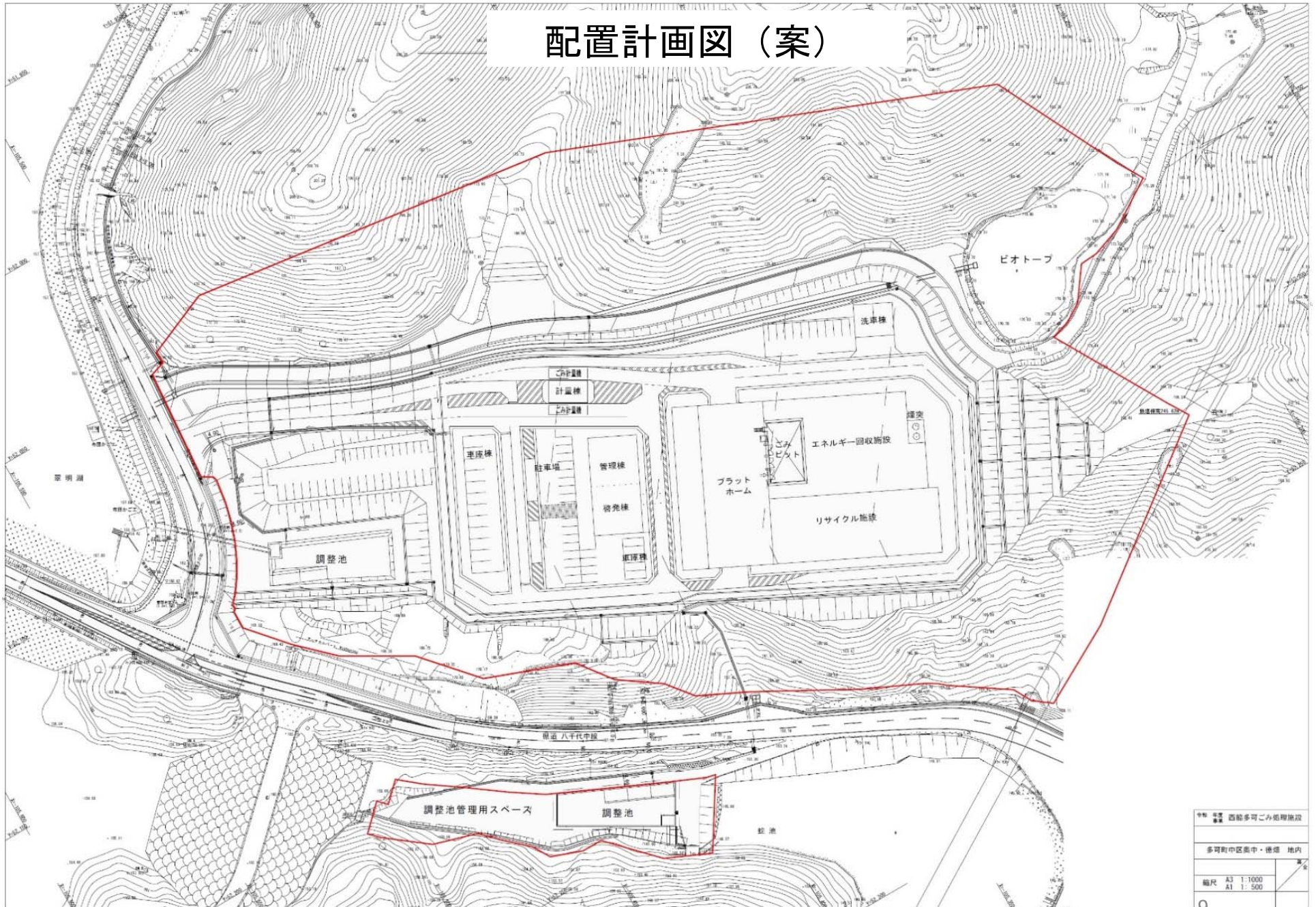


名称 1号西脇多可ごみ処理施設  
面積 約4.65ha

令和	年度	西脇多可ごみ処理施設	
事業			
多可町中区奥中・徳畑 地内			
計 画 図		葉 全	
縮尺 1:2,500			
多 可 町			



# 配置計画図（案）



中野 西館多可ごみ処理施設
多可町中区奥中・徳福 地内
縮尺 A3 1:1000 A1 1:500